

学校の適正な規模の考え方について

1 学校教育法施行規則第 41 条

「小学校の学級数は 12 学級以上 18 学級以下を標準とする」とある。

(第 79 条：中学校もこれを準用する)

2 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第 4 条第 1 項第 1 号

「学級数が小学校及び中学校にあってはおおむね 12 学級から 18 学級まで」とある。

同政令第 4 条第 2 項では、5 学級以下の学校と 12 学級～18 学級の範囲にある学校とを統合する場合には、24 学級までを適正な学校規模と示している。

3 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(P. 9)

「小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも 1 学年 1 学級以上(6 学級以上)であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには 1 学年 2 学級以上(12 学級以上)あることが望ましいものと考えられます。

中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも 1 学年 2 学級以上(6 学級以上)が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも 9 学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。」と示してある。

4 「姫路市小学校適正規模について」(平成 21 年 3 月)

「小学校の学級数については 12 学級以上 24 学級以下が望ましい」

- ・本市教育委員会の基本的な考え方をまとめた内容である。
- ・5 学級以下の過小規模校は、校区見直しや統廃合も視野に入れた校区の再編を図る。
- ・31 学級以上の過大規模校は、児童数が減少傾向にある事由等から、直ちに分離・新設を行うべきではない。